個別の教育支援計画、個別の指導計画の作成及び活用に向けて

～通常の学級に在籍する児童生徒のために～

北海道教育庁胆振教育局
胆振教育局管内専門家チーム

１　特別支援教育の現状について

全国の特別支援学校等の児童生徒数の変化（令和3年度）

義務教育段階の全児童生徒数　約９６１万人　減少傾向

特別支援学校

視覚障がい　聴覚障がい　知的障がい　肢体不自由　病弱・身体虚弱

H23年比で1.2倍

０．８％（約8万人）

小学校・中学校

特別支援学級

知的障がい　肢体不自由　身体虚弱
弱視　難聴　言語障がい　自閉症・情緒障がい

H23年比で2.1倍

３．４％
（約３２．６万人）

通常の学級

通級による指導※

言語障がい　自閉症　情緒障がい　弱視　難聴　学習障がい
注意欠陥多動性障がい　肢体不自由　病弱・身体虚弱

H23年比で2.5倍

１．７％
（約１６．３万人）

発達障がい（ＬＤ・ＡＤＨＤ・自閉症等）の可能性のある児童生徒※※

H24年比で1.4倍

８．８％

５．９％
（約５６．９万人）

H23年比で2.0倍

※令和2年度の値。H23は5月1日時点、R2はR3.3.31時点。
※※令和4年度の値。

全道の特別支援学校等の児童生徒数の変化（令和4年度）

義務教育段階の全児童生徒数　約３５万人　減少傾向

特別支援学校

視覚障がい　聴覚障がい　知的障がい　肢体不自由　病弱・身体虚弱

H24年比で1.2倍

１．７％（約6千人）

小学校・中学校

特別支援学級

知的障がい　肢体不自由　身体虚弱
弱視　難聴　言語障がい　自閉症・情緒障がい

H24年比で2.0倍

５．２％
（約１．８万人）

※学校教育法施行令第22条の３に該当する児童生徒　２．４％

通常の学級

通級による指導

言語障がい　自閉症　情緒障がい　弱視　難聴　学習障がい
注意欠陥多動性障がい　肢体不自由　病弱・身体虚弱

H24年比で2.0倍

２．０％
（約７，１千人）

８．９％
（約３．１万人）

H24年比で1.7倍

特別な教育的支援を必要とする児童生徒※

６．８％
（約１．３万人）

「特別支援教育における校内支援体制の充実」に向けて

全ての教師が、障害のある児童生徒を含め多様な児童生徒が通常の学級に在籍していることを前提として、全ての児童生徒に対し、高い学習成果が得られるようわかりやすい授業づくりを進め、通常の学級において安全・安心に学ぶことができるよう、多様性を尊重した学級経営が求められる。

その上で、通常の学級担任等が、通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒一人一人の実態を適切に把握し、集団における授業の工夫や合理的配慮の提供を行うことが重要となる。

「通常の学級に在籍する障害のある児童生徒への支援の在り方に関する検討会議　報告」（令和５年３月）

「個別最適な学び」に向けて

指導の個別化

教師が支援の必要な子供により重点的な指導を行うことなどで効果的な指導を実現することや、子供一人一人の特性や学習進度、学習到達度等に応じ、指導方法・教材や学習時間等の柔軟な提供・設定を行うことなどの「指導の個別化」が必要である。

学習の個性化

教師が子供一人一人に応じた学習活動や学習課題に取り組む機会を提供することで、子供自身が学習が最適となるよう調整する「学習の個性化」も必要である。

「指導の個別化」と「学習の個性化」を学習者視点から整理した概念

＝「個別最適な学び」

「『令和の日本型学校教育』の構築を目指して ～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～（答申）」（**令和3年1月 中央教育審議会**）

多様な児童生徒が
通常の学級に在籍

個別最適な学び

指導の個別化　学習の個性化

全ての児童生徒に対し
分かりやすい授業

実態を適切に把握
合理的配慮の提供

通常の学級において、
個別の教育支援計画、個別の指導計画を作成及び活用することが大切！

個別の教育支援計画や個別の指導計画の作成と活用

障害のある児童などについては、家庭、地域及び医療や福祉、保健、労働等の業務を行う関係機関との連携を図り、長期的な視点で児童への教育的支援を行うために、個別の教育支援計画を作成し活用することに努めるとともに、各教科等の指導に当たって、個々の児童の実態を的確に把握し、個別の指導計画を作成し活用することに努めるものとする。

「小学校学習指導要領」（平成29年告示）

２　個別の教育支援計画、個別の指導計画の作成及び活用の意義について

個別の教育支援計画とは

平成15年度から実施された障害者基本計画においては、教育、医療、福祉、労働等の関係機関が連携・協力を図り、障害のある児童の生涯にわたる継続的な支援体制を整え、それぞれの年代における児童の望ましい成長を促すため、個別の支援計画を作成することが示された。この個別の支援計画のうち、幼児児童生徒に対して、教育機関が中心となって作成するものを、個別の教育支援計画という。

小学校学習指導要領（平成29年告示）解説総則編

個別の教育支援計画とは

願い、障害による困難な状況、支援の内容、生育歴、相談歴など、子供に関する事項について、本人・保護者も含めた関係者で情報共有するためのツール

「初めて通級による指導を担当する教師のためのガイド」（令和２年３月文部科学省）

個別の教育支援計画とは

【個別の教育支援計画】
・引継ぎ内容を踏まえて作成します。
・作成して終わりではなく、子供の状況等を踏まえて適宜見直しを行う。（ＰＤＣＡサイクル）

出生

※乳幼児健診等の情報を含む

乳幼児期

引継

小学校

引継

中学校

引継

高校

引継

大学・就職

目的に対して、どこまで達成できたか、今後の課題は何か、きちんと引き継がれることで、継続した支援が可能になる。

【出生期】 【学歴期前】 【学齢期】 【成人期】

「初めて通級による指導を担当する教師のためのガイド」（令和２年３月文部科学省）

個別の教育支援計画に記載される内容（例）

本人の願い

・苦手なこと、嫌なこと
・得意なこと、好きなこと
・診断
・手帳の有無
・乳幼児健診等の記録

家庭の状況

これまでの
就学状況

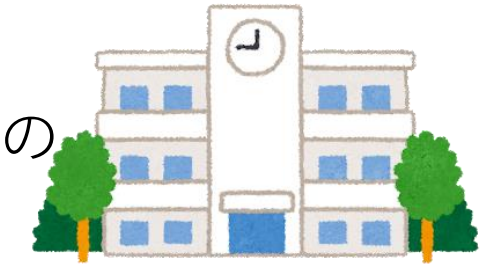

保護者の願い

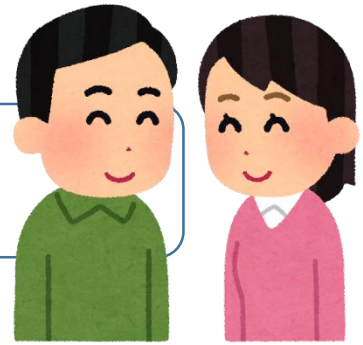

学校での
指導、支援の内容

合理的配慮の提供の状況

・通院・福祉サービスの
利用状況
・関係機関における
支援の内容

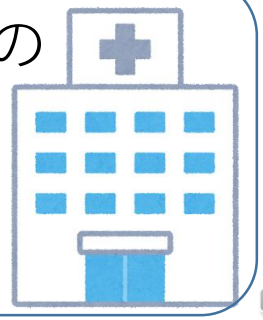

「初めて通級による指導を担当する教師のためのガイド」（令和２年３月文部科学省）

個別の教育支援計画の作成及び活用のメリット

願い

保護者の願いや本人の希望を踏まえて、支援を検討していくことができる。

連携促進

保護者、学校、関係機関が子どもへの支援の役割を明確にでき、連携を促進することができる。

個別の教育支援計画

共通理解

病院や発達支援センター等と効率的に共通理解を図ることができる。

引継ぎ

生育歴や、支援の記録が記載されているので、進級や進学、就職に際して支援を引き継ぐことができる。

「『個別の教育支援計画の作成・活用のための指導資料』一人一人に応じた指導・支援のために」
（平成29年３月北海道教育庁胆振教育局胆振教育局管内 専門家チーム）

個別の指導計画とは

個別の指導計画は、個々の児童の実態に応じて適切な指導を行うために学校で作成されるものである。個別の指導計画は、教育課程を具体化し、障害のある児童など一人一人の指導目標，指導内容及び指導方法を明確にして、きめ細やかに指導するために作成するものである。

小学校学習指導要領（平成29年告示）解説総則編

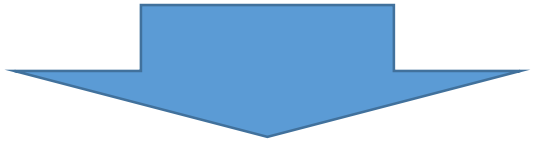

個別の指導計画とは

子供の実態に応じて適切な指導が行えるよう、一人一人の指導目標、指導内容及び指導方法を明確にしたもの

「初めて通級による指導を担当する教師のためのガイド」（令和２年３月文部科学省）

個別の指導計画に記載される内容（例）

学習上・生活上の課題
（児童生徒の実態）

指導目標
・１年間の目標
・学期の目標

指導計画
・年間・学期・単元

指導内容

指導方法

在籍学級において必要な支援

取り組んだ結果（評価）
・何ができたか
・何ができなかったのか

今後の課題

「初めて通級による指導を担当する教師のためのガイド」（令和２年３月文部科学省）

個別の指導計画の作成及び活用のメリット

実態把握すべき部分がさらに明確になる

・子どもの状態をより詳細に把握することができる。
・さらにどのような情報を集める必要があるかが明確になる。

指導の方向性が明確になる

・「活動ありき」ではなく、指導目標や指導計画に基づいた指導・支援を行うことができる。
・学習集団や教材・教具、教師の働きかけ、指導体制等を具体化することができる。

評価の視点が明確になる

・子どもが「何をどこまで達成できたか」という評価の視点が明確になる。
・教師の指導目標や、指導内容、指導方法が適切だったかという評価の視点が明確になる。

指導者間や保護者と連携を図ることができる

・指導者間や保護者と指導目標や指導内容、指導方法について共通理解を図ることができる。

作成者のスキルアップにつながる

・子どものつまずきの見立てや、つまずきの要因に応じた指導ができるようになる。
・指導の計画、実施、評価、改善というサイクルの中で自身の指導を振り返ることができる。

「『個別の指導計画の作成・活用のための指導資料』一人一人に応じた指導・支援のために」
（平成31年３月北海道教育庁胆振教育局胆振教育局管内 専門家チーム）

３　高等学校卒業後の個別の教育支援計画の活用について

高等学校卒業後の個別の教育支援計画の活用について

障害福祉サービスを利用した就労支援

障害基礎年金の受給

高等学校卒業後の進路について

高等学校

- 進学
  - ・大学等の高等教育機関へ
- 就職
  - 一般就労
    - ・一般雇用
    - ・障害雇用
  - 福祉就労
    - ・就労移行支援
    - ・就労継続支援Ａ型
    - ・就労継続支援Ｂ型
      （就労定着支援）

障害福祉サービスを利用した就労支援

・就労移行支援

　就労を希望する障害者であって、一般企業に雇用されることが可能と見込まれる者に対して、一定期間就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う。

・就労継続支援Ａ型

　一般企業に雇用されることが困難であって、雇用契約に基づく就労が可能である者に対して、雇用契約の締結等による就労の機会の提供及び生産活動の機会の提供を行う。

・就労継続支援Ｂ型

　一般企業に雇用されることが困難であって、雇用契約に基づく就労が困難である者に対して、就労の機会の提供及び生産活動の機会の提供を行う。

・就労定着支援

　就労移行支援等を利用して、一般企業に新たに雇用された障害者に対し、雇用に伴う生じる日常生活又は社会生活を営む上での各般の問題に関する相談、指導及び助言等の必要な支援を行う。

厚生労働省Ｗｅｂページより

障害福祉サービスを利用した就労支援

平成27年４月から、障害福祉サービスの利用者全員についてサービス等利用計画を作成するとともに、就労継続支援Ｂ型事業の利用者については、就労面のアセスメントを就労移行支援事業所等が行うことが必須となっている。

就労アセスメント

就労移行支援事業所等が、面談や作業観察によるアセスメントを行い、支援対象者の就業面の情報（作業能力、就労意欲、集中力）を把握する。

サービス利用等計画

相談支援事業所が、就労移行支援事業所等から提供された就労面の情報（アセスメント結果）と特別支援学校等（高等学校含む）から提供された**「個別の教育支援計画」等の生活面の情報を踏まえ、サービス利用等計画を作成**する。

「各支援機関の連携による障害者就労支援マニュアル」（平成29年３月改訂　厚生労働省）

障害者基礎年金の受給

障害基礎年金とは

国民年金に加入している間、または20歳前（年金制度に加入していない期間）もしくは60歳以上65歳未満（年金制度に加入していない期間で日本に住んでいる間）に、初診日（障害の原因となった病気やけがについて、初めて医師または歯科医師の診療を受けた日）のある病気やけがで、法令により定められた障害等級表（1級・2級）による障害の状態にあるときは障害基礎年金が支給される。

請求するときに必要な書類

基礎年金番号通知書等　　本人の生年月日を明らかにできる書類　　医師の診断書

受診状況等証明書　　**病歴・就労状況等申立書**　　受取先金融機関の通帳等

日本年金機構Ｗｅｂページより

障害者基礎年金の受給

病歴状況について

医療機関受診の有無、医療機関名、発病から順番に現在までの状況について３～５年に区切って記入する。

個別の教育支援計画により、申請者の幼少期や在学中からの支援の状況が引き継がれている場合、スムーズに申請を行うことができる。

日本年金機構Ｗｅｂページより

病歴・就労状況等申立書　No.　－　枚中

（請求する病気やけがが複数ある場合は、それぞれ用紙を分けて記入してください。）

病歴状況	傷病名			
発病日	昭和・平成・令和　年　月　日	初診日	昭和・平成・令和　年　月　日	

記入する前にお読みください。
- ○ 次の欄には障害の原因となった病気やけがについて、発病したときから現在までの経過を年月順に期間をあけずに記入してください。
- ○ 受診していた期間は、通院期間、受診回数、入院期間、治療経過、医師から指示された事項、転医・受診中止の理由、日常生活状況、就労状況などを記入してください。
- ○ 受診していなかった期間は、その理由、自覚症状の程度、日常生活状況、就労状況などについて具体的に記入してください。
- ○ 健康診断などで障害の原因となった病気やけがについて指摘されたことも記入してください。
- ○ 同一の医療機関を長期間受診していた場合、医療機関を長期間受診していなかった場合、発病から初診までが長期間の場合は、その期間を３年から５年ごとに区切って記入してください。

1	昭和・平成・令和　年　月　日から 昭和・平成・令和　年　月　日まで 受診した　・　受診していない 医療機関名	発病したときの状態と発病から初診までの間の状況（先天性疾患は出生時から初診まで）
2	昭和・平成・令和　年　月　日から 昭和・平成・令和　年　月　日まで 受診した　・　受診していない 医療機関名	左の期間の状況
3	昭和・平成・令和　年　月　日から 昭和・平成・令和　年　月　日まで 受診した　・　受診していない 医療機関名	左の期間の状況

高等学校卒業後の個別の教育支援計画の活用について

障害福祉サービスを利用した就労支援

障害基礎年金の受給

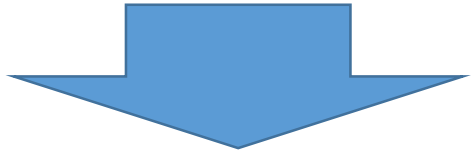

職業的な自立や経済的自立に向けた支援

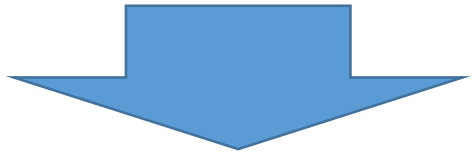

個別の教育支援計画の作成と活用、引継ぎ

４　個別の教育支援計画、個別の指導計画の作成・活用に向けた参考資料

個別の教育支援計画、個別の指導計画の作成・活用に向けた参考資料

個別の教育支援計画の参考様式について

文部科学省（令和３年６月）

「個別の教育支援計画の作成・活用のための指導資料」
一人一人に応じた支援をつなぐために（改訂版）

北海道教育庁胆振教育局胆振教育局管内専門家チーム（令和４年７月）

「個別の指導計画の作成・活用のための指導資料」
一人一人に応じた支援をつなぐために

北海道教育庁胆振教育局胆振教育局管内専門家チーム（平成31年３月）

アンケート

感想・質問の記入に御協力ください。

https://forms.gle/qQgrWeaEv1GuWaDW7

令和５年10月作成
北海道教育庁胆振教育局
胆振教育局管内専門家チーム